### 4. 騒音・振動

## (1)環境騒音

### 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を 保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として下 表のように定められています。

地域の類型	基準値			
10・30分類主	昼間	夜 間		
A A	5 0 デシベル以下	4 0 デシベル以下		
A 及び B	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下		
С	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下		

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10 時から翌日の午前6時までの間とする。
  - 2 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
  - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
  - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
  - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値			
163300区分	昼間	夜 間		
A 地域のうち 2 車線以上の車線 を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下		
B地域のうち2車線以上の車線 を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路 に面する地域	6 5 デシベル以下	60デシベル以下		

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を 有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、 特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基基	隼 値
昼間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。



建設作業には、低騒音型建設機械を使用しましょう。

## 環境騒音調査結果

平成19年度は、市内12地点において環境騒音調査を実施しました。

環境騒音の調査結果を表4-1に示しました。

調査の結果、東御幸町で夜間に基準値を超えましたが、それ以外は各基準時間帯 ともに基準値を満足していました。主な騒音源としては、周辺道路の自動車走行音、 鳥や犬の鳴き声、会話音、航空機の通過音等が確認されました。

表 4 - 1 環境騒音測定結果

(調査日時:19年11月19日~11月21日)

	時間 区分		有効実測	等価騒音レベル	環境基準	
地点		観測時間	時 間	L Aeq	類型	基準値
	<u> </u>		(S)	( d B )	双土	( d B )
みどい町	みどり町	06 ~ 22	48,600	43	A	55
みこり両 夜	夜	22 ~ 06	28,200	37		45
和田町	昼	06 ~ 22	53,400	49	A	55
<b>ТПТТМ</b> ]	夜	22 ~ 06	26,400	44	^	45
   南鹿島町	昼	06 ~ 22	55,800	52	В	55
用化量则	夜	22 ~ 06	28,800	42	В	45
東丸町	昼	06 ~ 22	54,000	47	С	60
朱九四	夜	22 ~ 06	28,200	45		50
御幸町	昼	06 ~ 22	55,800	49	С	60
LM±IMI	夜	22 ~ 06	27,600	40		50
東御幸町夜	昼	06 ~ 22	57,000	53	С	60
	夜	22 ~ 06	28,800	51		50
布気町	昼	06 ~ 22	54,600	48	С	60
(単)火 (中)	夜	22 ~ 06	28,800	48		50
天神4丁目	昼	06 ~ 22	57,000	47	۸	55
	夜	22 ~ 06	28,800	40	A	45
野村3丁目	昼	06 ~ 22	57,000	49	^	55
野州の月日	夜	22 ~ 06	27,000	45	A	45
1997 ch at	昼	06 ~ 22	57,600	45	С	60
関町中町 —	夜	22 ~ 06	28,800	41		50
関町木崎 —	昼	06 ~ 22	57,600	47		55
	夜	22 ~ 06	28,800	43	A	45
₽ <b>₽</b> ⋒T☆CSС	昼	06 ~ 22	57,000	48	В	55
関町新所	夜	22 ~ 06	28,800	45	В	45

## (2)道路交通振動

## 道路交通振動の限度

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生する振動のことであり、振動規制法において下表のとおりその限度が定められています。道路交通振動が限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。

地域の区分	時間の区分			
地域の区力	昼間	夜間		
第1種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル		
第 2 種区域	70デシベル	6 5 デシベル		

(注) 1 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする 区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする 区域

2 第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、 その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止 する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区 域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、 著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3 昼間:午前8時から午後7時まで

夜間:午後7時から翌日午前8時まで

### 道路交通振動調査結果

平成19年度は、市内9地点において道路交通振動の調査を実施しました。 道路交通振動の調査結果を表4-2に示しました。

調査の結果、全ての調査地点において各基準時間帯とも基準値を満足していました。

表 4 - 2 道路交通振動測定結果

(調査日時:19年11月19日~11月21日)

					( = 3 =	- H 3 +	T 11 /3 13 H	11/3/21/4/
路線	地点	時間区分	観測時間	振動レベル	要請限度		平 均	大型車
				L 10	区分	基準値	交通量	混入率
				( d B )		( d B )	(台/10min)	(%)
十	天神4丁目	昼	08 ~ 19	34	第1種	65	125	17.8
主要地方道亀山白山線		夜	19 ~ 08	<30		60	48	10.0
自送公布即泊	天神3丁目	昼	08 ~ 19	44	公 1 任	65	115	27.5
県道鈴鹿関線		夜	19 ~ 08	34	第1種	60	34	19.0
<b>国送鱼山庐市担军</b> 水河组	東丸町	昼	08 ~ 19	33	第1種	65	67	4.5
県道亀山停車場石水渓線		夜	19 ~ 08	<30	先   作	60	14	0.0
県道亀山城跡線 県道亀山城跡線	野村4丁目	昼	08 ~ 19	38	第2種	70	129	12.6
宋 <b>坦电山</b> 观阶脉		夜	19 ~ 08	35		65	56	25.3
国道1号線	布気町	昼	08 ~ 19	31	第2種	70	177	53.0
		夜	19 ~ 08	30		65	133	66.2
国道306号線	上野町	昼	08 ~ 19	46	第2種	70	171	23.9
		夜	19 ~ 08	38		65	59	12.8
市道駅前和田線	和田町 -	昼	08 ~ 19	<30	第1種	65	65	5.4
		夜	19 ~ 08	<30		60	21	13.3
国道1号線	井田川町	昼	08 ~ 19	<30	第1種	65	290	34.1
		夜	19 ~ 08	30		60	224	48.3
県道四日市関線	関町新所 —	昼	08 ~ 19	<30	第1種	65	34	5.9
		夜	19 ~ 08	30		60	15	0.0

# - 騒音の大きさの例 -

